

【答申の概要】（諮問第242号）静岡県警察における特定の交流研修に関する文書の非開示決定に対する  
審査請求

件名	静岡県警察における特定の交流研修に関する文書の非開示決定に対する審査請求
本件対象公文書	2011～2012年度・研究グループ交換（GSE）メンバー募集の応募資格が記載された文書を廃棄するに当たり、保存期間満了時に事前承認（決裁）を受けたことが分かる文書及び保存期間満了前の廃棄手続が行われたことが分かる文書
非開示理由	条例第11条第2項（不存在による非開示）
実施機関	静岡県警察本部長
諮問期日	令和4年9月8日
主な論点	公文書開示請求に対して、対象となる公文書を作成していないとして、文書を保有していないため非開示（文書不存在）とした実施機関の決定は妥当であったか。

**審査会の結論**

静岡県警察本部長（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

**審査会の判断**

(1) 本件決定の妥当性について

ア 開示請求の内容のうち、①及び②について

(7) 審査請求人は、令和3年8月17日に、2011年度から2012年度の間〇〇財団から静岡県警察本部に送られた文書の内容と、それを受けて静岡県警察本部から〇〇警察署に送られた文書の内容が相違しているとして、その理由を説明する公文書の開示請求を行っている。

これに対し、実施機関は、部外団体が主催する研修に関する公文書の保存期間は3年であり、開示請求受付時点で当該期間は満了しており廃棄したことから、当該公文書は保有していないとして、令和3年9月6日付けで非開示（不存在）決定を行った。審査請求人は、これを不服として審査請求を行っている。

当審査会は、〇〇財団から静岡県警察本部に送られた文書に関し類似する事案について、令和4年1月20日付け静公委相第98号において諮問庁から諮問を受け、令和5年6月21日付け静情審第6号（以下「先例答申」という。）において、別記3のとおり、実施機関の決定を妥当と判断している。

(4) 本件開示請求の内容は、部外団体が主催する研修に関する公文書である。先例答申において不存在とされている公文書と同一内容又はそれに含まれるものであれば、既に非開示（不存在）決定が妥当であるとの判断を行っているため、このことについて以下検討する。

(7) 本件開示請求の内容のうち、①及び②に係る公文書については、部外団体が主催する研修に関し、実施機関が意思決定をするに当たって作成された決裁文書及びその理由が記載された文書であり、先例答申において不存在とされている公文書と同一内容又はそれに含まれるものである。このため、不存在であることは首肯でき、先例答申における判断を変更するに足る事由も認められないことから、①及び②に係る公文書について、実施機関が非開示（不存在）と決定したことは、今回新たに検討するまでもなく、妥当である。

イ 開示請求の内容のうち、③及び④について

(7) 開示請求の内容のうち、③及び④に係る公文書については、部外団体が主催する研修に関する公文書そのものではなく、当該公文書を実施機関が廃棄するに当たって作成した決裁文書であり、先例答申において不存在とされている公文書と同一内容又はそれに含まれるもの

ではない。このため、③及び④に係る公文書について、実施機関が非開示（不存在）と決定したことの妥当性について、以下検討する。

(イ) 実施機関は、対象公文書が不存在であることについて以下のとおり説明する。

本件開示請求は、開示請求書の前段において「県警本部が〇〇署に連絡した（中略）」ことに対する更なる請求であると読み取れることから、対象所属を県警本部主管課と〇〇警察署とした。

警察本部における公文書の廃棄手続については、静岡県警察の文書管理に関する訓令（平成13年静岡県警察本部訓令第36号。以下「文書管理訓令」という。）に規定されており、保存期間満了前の公文書については、第53条において「本部長の承認を得て廃棄する」と規定されているものの、保存期間が満了した公文書については、第52条において「当該公文書の内容又は媒体に応じた方法により廃棄する」と規定されているのみで、廃棄に係る事前承認（決裁）については、規定していない。

保存期間が満了した公文書を廃棄するに当たり、所属によっては事前承認（決裁）を行っているが、県警本部及び〇〇警察署においては行っておらず、念のためGSE関係公文書の関係所属において探索も行ったが、対象公文書は確認できなかった。

(ウ) 当審査会事務局職員をして、現行の文書管理訓令第52条及び第53条を確認させたところ、実施機関の説明のとおりであった。念のため平成23年度当時の文書管理訓令第52条及び第53条についても確認させたが、同様であった。

(エ) 所属によっては事前に廃棄の決裁文書を作成している事実があるとしても、実際にそのような規定が存在しない以上、当該決裁文書が作成されないことも当然に想定される。したがって、本件開示請求の対象所属においては、当該決裁文書を保有していないとの実施機関の説明に不自然、不合理な点はない。その上で、GSE関係公文書の関係所属において探索を行ったが確認できなかったのであるから、実施機関が対象公文書を保有していないとして非開示決定を行ったことは妥当である。

(オ) なお、審査請求人は、争訟に関する公文書の保存期間は10年又は30年である旨を主張するが、本件開示請求に係る公文書に関連する訴訟の提起が当該公文書の保存期間が満了した後であることは、先例答申において指摘したとおりである。

(2) その他審査請求人の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも上記判断を左右しない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 別記1 開示請求の内容

公文書の保存期間の1年・3年・5年・10年・30年において、廃棄する時は1年以上それぞれの保存期間において決裁の後に廃棄とされており、〇〇のGSEより静岡県警に届いた公文書を

- ① GSEよりの公文書を捏造・言い換えした時の決裁文書とその理由
- ② GSEよりの公文書を、英語が話せなくても問題ないとした時の決裁文書とその理由
- ③ 静相情第19号の弁明書で外部団体が主催する研修に関する公文書の保存期間は3年として廃棄した時の決裁文書とその理由

④ 裁判（争訟）中には保存するとされた公文書の廃棄の決裁文書とその理由

別記2 弁明書において特定された対象公文書

2011～2012年度・研究グループ交換（GSE）メンバー募集の応募資格が記載された文書を廃棄するに当たり、保存期間満了時に事前承認（決裁）を受けたことが分かる文書及び保存期間満了前の廃棄手続が行われたことが分かる文書

別記3 先例答申 令和5年6月21日付け静情審第6号（一部抜粋し、便宜上並び替えて付番し直したもの）

1 開示請求の内容

- (1) 2011～2012年度・静岡県警察に送られた、〇〇GSEよりのメンバー募集の募集要項には、応募資格に英会話に心得のある者と有るのに、県警本部から〇〇署に送られた募集要項には、なぜ英会話に心得のある者という文言が無かったのか。その理由の説明を求める。
- (2) 上記の文の意味は、その理由の説明を求める。において、いまだかつて、同封した資料①のGSEメンバー募集に英会話に心得がある方と表記が在るものの、資料②の13頁証言30には、英語が話せなくても問題ないと静岡県警察本部が答えたとされております。その矛盾が未だに説明されておられません。ゆえに、その説明を求めるものです。その説明の情報の開示を求めています。

2 本件対象公文書

- (1) 2011年～12年度・研究グループ交換（GSE）メンバー募集について、警察本部が〇〇署に送った募集要項
- (2) 2011年～12年度・研究グループ交換（GSE）メンバー募集について、〇〇財団から静岡県警察に送られたメンバー募集の募集要項には、応募資格に「英語会話に心得のある方」と記載されているのに、県警本部から〇〇署に送られた募集要項には、なぜ、「英語会話に心得のある方」という文言が無かったのか、その理由が記載された文書

3 審査会の判断

- (1) 実施機関における公文書の保存に関する定め及び本件対象公文書の扱いについて
  - ア 本件対象公文書を含む部外団体が主催する研修に係るファイルについては、人選が必要であることから、人事関係の文書に該当する。
  - イ 職員の人選、任免に係る人事関係の文書については、分類基準表において任命関係編のファイルに綴ることとなっている。
  - ウ 任免関係編に分類される公文書は、保存期間基準表のうち「6 その他3年間保存する必要があると認められる公文書」に該当するものとし、保存期間は3年としている。
  - エ 本件請求1の対象とされた2011年から2012年の募集要項等については、平成23年に作成又は取得されたものであるから、文書管理訓令第50条の規定により、平成23年の翌年の初日から起算して3年が満了する平成26年末までが保存期間となる。

(2) 本件対象公文書の保有の有無について

ア 実施機関は、部外団体が主催する研修に関する公文書の保存期間は3年であり、対象公文書を保有していないと主張しているため、実施機関から関係する資料の提示を受け、当審査会事務局職員をして確認させたところ、任命関係編に係るファイルの保存期間については、実施機関の説明のとおりであった。

イ 上記から、本件対象公文書を保有していないとして、実施機関の行った非開示決定は妥当と認められる。

ウ なお、審査請求人が主張するように、争訟に関する公文書については、保存期間を10年又は30年とする規定は存在する。しかし、本件対象公文書1に関連する訴訟が提起されたのは、本件対象公文書1の保存期間が満了した後のことである。